

# 船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和5年6月15日 17時20分ごろ
発生場所	大分県佐伯市米水津湾 松切鼻灯台から真方位012° 1,100m付近 （概位 北緯32° 54.6′ 東経131° 59.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート幸栄丸は、船外機を停止して漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 幸栄丸、1.32トン（長さ5.79m） 294-26294大分、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力18.40kW、回転数 毎分5,500、2気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン、機関製 造年月日不詳、昭和51年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 佐伯市には、6月14日06時24分に雷注意報が発表され、本インシデント当時も継続中であった。 大分県中部及び南部には、6月15日16時33分に竜巻注意情報が発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、米水津浦代浦の係留地を出航し、米水津湾内で船外機を停止して釣りをを行いながら漂流していたところ、家族から竜巻注意情報が発表された旨の電話連絡を受け、帰航する目的で船外機を始動しようとしたものの、セルモータが回らず始動できなかった。 船長は、バッテリーが過放電状態になったものと思い、航行不能と判断して海上保安庁に救助を要請した。 本船は、救助船により、佐伯市色宮漁港にえい航された。 本船は、バッテリーを充電したところ、セルモータが回って復旧した。 船長は、令和5年4月に本船を購入した際、バッテリーを新替えした旨を伝えられていたので、バッテリーの充電容量の点検を実施しておらず、操縦免許を取得した令和5年6月以降2回程度出航した際、船外

	<p>機が問題なく始動していたので、バッテリーが過放電状態になることはないと思っていた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、バッテリーの充電容量の点検が実施されていない状況下、船外機を停止して漂流中、バッテリーが過放電状態になったことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本インシデントの約2か月前に本船を購入した際、バッテリーを新替えした旨を伝えられていたので、バッテリーが過放電状態になることはないと思い、バッテリーの充電容量の点検を実施していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、バッテリーの充電容量の点検が実施されていない状況下、船外機を停止して漂流中、バッテリーが過放電状態になったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期的にバッテリーの点検を実施し、充電不足の状況を確認した場合、出航前に充電しておくこと。</li> </ul>